

## 「香川県民の日」プロモーション業務仕様書

### 1 適用

本仕様書は、香川県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「香川県民の日」プロモーション業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 趣旨

少子高齢化や人口減少により、香川県では労働力不足や地域コミュニティ・伝統文化の担い手確保が課題となっている。こうした状況の中、県民一人ひとりが当県の「地の利」や魅力に改めて触れ、「ふるさと香川」への愛着と誇りを高めることが重要である。

本業務は、「香川県民の日」を契機として、ロゴマークの公募・選定やデジタルスタンプラリーの実施、さらに記念事業全体の広報活動を行うことで「香川県民の日」の普及を図るとともに、本県の多様な魅力の周知を通じて、県民のふるさとへの理解と愛着を深めるものである。

### 3 業務期間

（契約締結日）～ 令和9年3月31日

### 4 業務の概要

#### （1）ロゴマーク公募の企画・運営

「香川県民の日」の認知度向上およびイメージ統一を図ることを目的に、ロゴマークの公募に関する企画立案・応募受付・審査会の運営支援など一連の運営業務を実施する。

#### （2）デジタルスタンプラリーの実施

県内の観光施設等を巡るデジタルスタンプラリーを企画・運営し、県民が香川県内各地の魅力に改めて知ることができる参加型イベントを実施する。

#### （3）広報活動の企画・実施

「香川県民の日」に関連する記念事業及び各種イベント等について、特設ホームページ・SNS等様々な媒体を活用した広報活動や、イメージポスター等の制作を行い、広く県民への認知・周知を図る。

※広報活動には、甲が広報対象として指定する記念事業・関連イベントの広報も含む。

### 5 業務内容

#### （1）全体の企画・KPIの設定

- ・本業務全体のロードマップ（業務工程表を含む）を盛り込んだ企画書を提出すること。
- ・各業務の成果を評価するためのKPI（重要業績評価指標）について、それぞれ1つ以上提案すること。

・KPIは、後の政策に活用できるよう、活動指標（プロセスの指標）と効果指標（アウトカムの指標）の両面から設定することが望ましい。

## (2) ロゴマーク公募の企画・運営

### ①公募の企画・運営

・「香川県民の日」の趣旨に沿った公募を企画し、作品の受付・応募者情報の管理を行うこと。

・多数の応募が確保されるような公募方法を提案すること。

・参加対象は、香川県内に在住する方、香川県出身の方、県内に通勤・通学している方とすること。

・募集期間は、令和8年5月上旬から6月中旬までの期間（おおむね40日間程度）を想定するが、詳細は甲乙協議の上で決定すること。

・応募規定は自作未発表作品、原則として1人3点以内とすること。

・生成AIを利用した作品は応募不可とし、乙は応募者に対し「生成AIを使用していないこと」の誓約を求めること。

・応募の際、デザインの意味やコンセプトの記載を必須とすること。

・ロゴマークの決定・マニュアル化は、令和8年8月上旬までに完了するよう実施すること。

### ②作品の選別・管理

・応募作品を適切に管理し、反社会的な要素、公序良俗に反する内容、他者の権利侵害のおそれ等がないかを確認・選別した上で、整理されたデータを甲に提出すること。

### ③応募作品の審査準備

・応募作品から20作品程度を乙が選別することとするが、この選別については甲と調整の上、決定すること。

・選別した作品について、商標調査（特許情報プラットフォーム J-Platpat 等）および著作権の類似性確認（Google 画像検索等）を行い、甲へ結果を報告すること。

・商標及び著作権に問題のなかった作品について、甲が開催する審査会に必要な資料を作成し、提出すること。

### ④副賞の準備

・副賞の準備及び受賞者への支払い手続きを適切に行うこと。副賞は以下のとおりとする。

・最優秀賞1点：10万円

・優秀賞2点：各1万円

### ⑤デザイン調整・マニュアル作成

・最優秀作品について、受賞者と調整の上、使用目的に合わせたデザインの微調整を行うとともに、色やサイズ等のパターン作成、データ化を行うこと。

・使用マニュアル（ガイドライン）を作成すること。

### (3) デジタルスタンプラリーの実施

#### ①企画・運営

- ・広域的な周遊を促す仕組みを提案すること。
- ・その他の参加条件やルールなど、実施内容の詳細についてはより多くの参加・新たな魅力発見につながる効果的な手法を提案すること。
- ・実施期間は、令和8年10月1日から令和8年12月7日までとすること。
- ・安全・円滑に運営できるよう、実施体制（役割分担、問い合わせ・サポート体制等）を明確にすること。

#### ②システム要件および機能設計

- ・システムはスマートフォンでの利用を想定した Web ブラウザベースとし、OS の種類を問わず参加できるものとする。
- ・スタンプ付与方式は「GPS 認証」や「QR コード認証」など、適切なものを提案すること。
- ・抽選応募時にアンケートに回答必須とする設計とすること。
- ・利用者の行動履歴を集計・分析できるデータ分析機能を持たせること。
- ・「香川県民の日」ロゴマーク（ロゴマーク公募で決定したもの）スタンプ等に使用すること。

#### ③スタンプ設置候補地の選定・調整

- ・スタンプポイントの選定にあたっては、甲が後日提供する各市町の候補地リストを参考とし、必ず各市町1か所以上（計17か所以上）を設置することを条件とする。また、必要に応じて、乙の提案により追加でポイントを設定することができる。その際、主要な観光地のみならず、各市町の新たな魅力を発見できる場所や、香川県の歴史や文化を学べる施設等もバランスよく選定すること。
- ・12月上旬に県内で開催予定の行事（場所未定）を期間限定ポイントとして活用する想定で、柔軟な運用案を提示すること。
- ・設置場所の所有者等への協力依頼、設置に関する交渉および調整は、原則として乙が行うこと。ただし、交渉にあたって、甲は必要に応じて協力依頼文の発出等の支援を行う。

#### ④応募・抽選・景品手配及び発送対応

- ・当選者数については、業務目的達成のため適正な人数を提案することとするが、50名程度を想定している。
- ・景品総額は20万円程度（デジタル商品券、県産品を想定。送料別）とし、具体的な構成は甲と協議の上決定する。
- ・景品の単価・内容については、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令に抵触しないよう配慮すること。
- ・デジタルスタンプラリー終了後、速やかに抽選及び景品発送を行い、発送は令和9年1月末までに完了すること。
- ・抽選および発送の具体的なスケジュールについては、年度内の事業完了、期限までの発

送完了に支障のない範囲で提案すること。

⑤運用サポート・フォロー体制

- ・システム運用中の問い合わせ対応や不具合発生時の迅速な対応体制を整えること。
- ・終了後、参加実績やアンケート結果を分析した報告書を提出すること。

(4) 広報活動業務

①特設ホームページの制作

「香川県民の日」関連の取り組み等を発信する「香川県民の日」特設ホームページについて、次のとおり開設・運用すること。

i) 特設ホームページの開設

- ・次の要件を備える「香川県民の日」特設ホームページを制作すること。

(全般要件)

- ・利用者の操作性を考慮した簡易で分かり易いユーザインターフェースであること。
- ・すべてのページについて、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれの端末で閲覧しても見やすいレスポンシブデザイン仕様とすること。

(コンテンツ要件)

- ・掲載するコンテンツについては、次の項目を掲載必須とする。

- A. 「香川県民の日」とは
- B. ロゴマーク公募
- C. イベント情報
- D. 施設の無料開放及び割引情報
- E. デジタルスタンプラリー
- F. 記念冊子「かがわのものがたり（仮称）」データ（甲が提供。）
- G. その他関連リンク

- ・「C. イベント情報」及び「D. 施設の無料開放及び割引情報」については、更新頻度が高いことを想定し、甲・乙のいずれでも随時更新できる体制とすること。
- ・各コンテンツの掲載時期については、事業の進捗（ロゴマーク公募開始、決定、デジタルスタンプラリー開始等）に合わせ、甲の指示に基づき段階的に公開・追加・更新を行うものとする。

(CMS 要件)

- ・本サイトには、甲が情報の追加・更新を直接かつ容易に行えるよう、必要な箇所に CMS を導入すること。

- ・CMS の導入に当たっては、次のセキュリティ対策を講じること。

- ・ SQL インジェクション対策
- ・ OS コマンド (shell) インジェクション対策
- ・ クロスサイト・スクリプディング (XSS) 対策
- ・ クロスサイト・リクエスト・フォージェリ (CSRF) 対策

- ・ バッファオーバーフロー対策
  - ・ パス名パラメータの未チェック／ディレクトリ・トラバーサル対策
  - ・ セッション管理の不備への対策
  - ・ HTTP ヘッダ・インジェクション対策
  - ・ メールヘッダ・インジェクション対策
  - ・ アクセス制御又は認可制御の欠落への対策
  - ・ 上記以外の脆弱性対策
- ・ サプライチェーンの過程において意図せざる変更が加えられないように適切な措置を講じること。

(データセンター要件)

- ・ 外部のデータセンター（当該データセンターは、日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に、ISO27001 又は同等の認証を取得していること。）に設置されたセキュリティの高いサーバとし、当該サーバは、インターネットと常時接続（100Mbps 以上）していること。
- ・ 当該サーバは、本システム専用調達する必要はないが、搭載データ量、データ処理量を考慮したうえで支障なく運用できる仕様とすること。

(環境構築要件)

- ・ 県が指定するドメインを利用すること。なお、サーバ手配および証明書の適用は本業務に含めるものとする。
- ・ ファイヤーウォールまたは WAF を導入し、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策を講じること。
- ・ 利用者とサーバの間でのデータ受け渡しは、常時 HTTPS 方式により行うこと。
- ・ 運用業務に当たりリモートで当該サーバにアクセスする場合は、FTPS や SFTP といった暗号化に対応した方式により行うこと。また、県が認める固定 IP アドレス以外からのリモート保守ができないように制限すること。
- ・ 作成したホームページがインターネット経由で閲覧できるように設定すること。
- ・ OS、ミドルウェア等は最新の更新プログラムを適用すること。
- ・ アクセス集計システム「Google アナリティクス」を組み込むこと。そのために必要な Google アカウントを取得し、県に提供すること。
- ・ 環境構築後に、システムバックアップ及びコンテンツ等のデータのバックアップを行うこと。

(テスト要件)

- ・ アクセシビリティの確保に関して目標とする適合レベル：JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠対象範囲：本業務で作成する全てのコンテンツ
- 試験の実施：ウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づきテストを実施すること（ただし、県が適

用除外として、承認した達成基準は除く)。

参考：ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」(<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/>)

- ・第三者によるウェブアプリケーション脆弱性診断を実施し、本サイトに脆弱性がないことを確認すること。

ii) 特設ホームページの運用

- ・作成したホームページ(本システムを構成する運用サーバ(オペレーティングシステム、ミドルウェア等を含む。)、インターネット接続環境、不正侵入、改ざん防止、サーバ証明書の更新、その他本システムの運用に必要な一切の設備等を含む。)を提供すること。

- ・本サイトの情報の更新(掲載内容の修正、追加等)は、原則として甲の指示に基づき、乙が迅速かつ正確に実施するものとする。ただし、甲による直接更新も可能とし、その範囲や権限等は甲乙協議の上で決定するものとする。

- ・次に挙げるホームページの維持管理(セキュリティパッチ等の適用、サーバ証明書の適用)を行うこと。

- ・運用サーバの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視

- ・セキュリティパッチ、更新プログラムの適用

- ・次のとおりバックアップを取得すること。

- ・システムバックアップは、更新プログラム等の適用後に更新直後に必ず実施することとし、直近1世代以上を保管すること。なお、システムバックアップは運用サーバとは別の場所に保管すること。

- ・データバックアップは、サーバに保有するホームページを構成するために必要なデータを対象(動画データを除く。)に、ページ更新後に実施し、直近3世代以上を保管すること。

- ・県からの問い合わせに応じること。

- ・障害時にシステム及びデータのリストアを行うこと。また、同じ障害等が再発しないように対策を講じること。

- ・システム障害・セキュリティインシデント等が生じた際は、速やかに県へ報告の上、対応に着手すること。

- ・本システムを構成するOS、ミドルウェア、ハードウェア等に脆弱性が検出された場合は、速やかに県に対して対応方法を含めた報告をするとともに、県が承認した対策を講じること。

- ・ホームページの公開期間は契約期間内とし、契約期間終了日をもって公開を終了するものとする。また、公開終了に際しては、事前にホームページ上で公開終了日時、情報の引継ぎ先(県のHP等)をトップページ等に掲載し、その作業を契約期間中に完了させること。

・契約終了時には、ホームページに使用した全てのデータ（画像・文章等）を電子媒体で整理して納品すること。なお、これらのデータは、契約終了後、甲が二次利用（県のHP への移行等）を行う可能性がある。

## ② SNS 投稿用コンテンツの作成

・本業務のターゲット層（県民全般。特に若年層）への効果を考慮し、9月中旬から12月7日までの期間の投稿用コンテンツ（画像およびテキスト）を12本以上作成すること。

・コンテンツ内容には、以下の内容を含めること。

・「香川県民の日」認知度向上に資するもの

・デジタルスタンプラリーの告知および参加促進

・県、各市町、民間団体等による行事、施設の無料開放等の紹介

・納品する画像の比率は原則として1.91：1（横長）とすること。

・投稿を想定する媒体は、甲が公式アカウントを保有している媒体（X、Facebook、Instagram、YouTube、note、LINE、スマートニュース）のうち、甲が選定する複数の媒体とする。

・各媒体への投稿作業は甲が行う。

・なお、具体的な投稿スケジュール等、詳細は甲乙協議の上で決定する。

## ③ イメージポスター、のぼり旗、チラシの制作

・「香川県民の日」の周知・普及を目的とし、県民が本県の魅力に改めて触れ、ふるさとへの愛着と誇りを深める契機となるようなイメージポスター、のぼり旗、チラシを制作すること。

・デザインには、決定したロゴマークを使用すること。

・規格等は以下のとおり。

### 【イメージポスター】

・B2版（縦長）、片面4色、マットコート紙135kg相当以上、500部

### 【のぼり旗】

・のぼり：H1,800×W600mm・テトロンポンジ製、フルカラー 200枚

・ポール：白・伸縮性 200本

### 【チラシ】

・A4版、両面4色、マットコート紙90kg相当以上、10,000部

・主要な情報の紹介とともに、施設無料開放情報やイベント情報を掲載した特設HPへ誘導する二次元コード等を分かりやすく配置すること。

## ④ 各種メディアを活用した広報等の提案

・受託者は、①から③の業務に加え、「香川県民の日」の認知度向上及び浸透を図るため、県民への効果的な周知・啓発が期待できる広報手法（情報誌、インターネット広告等）を提案し、実施すること。（複数の手法の組合せでもよい）。

## 6 成果品

納入前に最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

### (1) ロゴマーク関連

- ・ロゴマークデザインデータ（編集可能な元データおよび汎用画像データ）
- ・マニュアル一式

### (2) デジタルスタンプラリー関連

- ・参加者データ、分析レポート等一式

### (3) 広報活動関連

#### ①特設ホームページ

- ・ホームページ公開データ一式
- ・設計書一式
- ・ウェブアクセシビリティ検証結果報告書一式
- ・ウェブアプリケーション脆弱性診断結果報告書一式
- ・運用マニュアル
- ・その他、本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式

#### ②SNS

- ・投稿用素材一式（画像、投稿用テキスト等）

#### ③イメージポスター、のぼり旗、チラシ

- ・イメージポスター500部および電子データ
- ・のぼり旗一式（本体・ポール 各200個）
- ・チラシ10,000部および電子データ

#### ④各種メディアを活用した広報等の提案

- ・全ての制作物一式（電子データ含む）

### (4) 実績報告書

- ・本業務全体に係る実績報告書（電子データ及び紙媒体）

※ 実績報告書には5（1）で提案したKPIに基づき、全ての業務の達成度を検証・分析した結果を必須事項として含めること

※すべてのデザイン制作物については、編集可能な元データ（AI、PSD等）および汎用画像データ（PDF、PNG等）を納品すること。

## 7 納期

(1) ロゴマーク関連：令和8年8月上旬

(2) デジタルスタンプラリー関連：令和9年2月中旬（参加人数については、令和8年12月11日までに甲に報告すること。）

(3) 広報活動関連：

- ①特設ホームページ（開設）：令和8年5月上旬（ただし、甲の指定するドメイン取得手続き遅延等、乙の責によらない事由がある場合は、甲乙協議の上、開設日を調整するものとする。）
- ②SNS投稿用コンテンツ：甲乙協議の上で決定する投稿スケジュールに基づき、甲が指定する期日までに順次納品すること。
- ③イメージポスター、のぼり旗、チラシ：令和8年9月中旬（電子データは9月上旬）
- ④各種メディアを活用した広報等の提案：提案内容にしたがって実施。

(4) 実績報告書：業務完了日まで

(5) その他の成果物については、甲と協議の上、納期を決定する。

## 8 納品先

納品先は、以下の通りとすること。

- ・香川県総務部知事公室広聴広報課

(〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 県庁本館9階)

## 9 守秘義務

乙は、本業務の遂行にあたり、甲が提供する情報及び業務上知り得た情報を、甲の許可なく第三者に公開または漏洩してはならない。

また、本業務で取り扱う個人情報については、関係法令を遵守し、厳正に管理すること。業務終了後も、同様とする。

## 10 著作権の取り扱いについて

制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、甲に譲渡されるものとし、甲は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。なお、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、甲が必要とする範囲で当該著作物の利用許諾を受けるとする。

## 11 その他

### (1) 業務の進捗管理

- ①本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、実施する業務の詳細について甲と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県へ提出すること。

②乙は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で、契約額の範囲内で誠実に業務を遂行すること。

(3) 納品データの安全管理

納品データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

12 疑義・協議事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書の定めによるほか、甲乙協議の上、誠実に本業務を遂行すること。